

## こんなときには国保に届け出を

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871  
(総合ケアセンターゆくり内)

国民健康保険は自動的に脱退されないので届け出が必要です。

町外に引っ越す場合や、勤め先の健康保険(社会保険等)に加入した場合でも、国民健康保険は自動的に脱退にはなりませんので、届け出が必要です。

次の理由が生じたときは、14日以内に届け出をしてください。

届け出をされないと、保険料が二重になったり、医療費が全額自己負担になるなど、被保険者に不利益になることがあります。

### ●届け出が必要な場合

- ①町外に転出した
- ②社会保険など他の保険に入った・家族の保険の被扶養者になった
- ③生活保護の受給を開始した
- ④死亡した

### ●届け出に必要なもの

- 印鑑、国民健康保険証、以下の書類
- ②の場合…新しい保険証または健康保険資格取得証明書
- ③の場合…生活保護開始決定通知書
- ④の場合で葬祭費の申請をするとき…葬儀を行ったことと喪主の氏名が確認できるもの(会葬礼状ハガキなど)、喪主名義の口座が確認できるもの

## まちおこし奨励

まちづくり推進課 企画調整グループ ☎ 27-3179

町内の団体やサークルなどが自主的、主体的に取り組む事業に係る費用の一部を助成しています。

### ●対象事業

- ①まちおこし事業 ②人材育成事業 ③特産品開発事業
- ④文化活動 ⑤地域活動 ⑥その他まちおこしと認めた事業

※団体の経常的運営費、営利を目的とするもの、入場料を徴収するもの、事業費が5万円未満のものは対象にならない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

### ●対象

団体・サークル

### ●補助金額

補助対象経費の3分の2以内  
(1事業の上限は30万円)

### ●募集期間

12月29日(木)まで

## コミュニティ活動補助

コミュニティ運動推進協議会事務局 ☎ 27-3179  
(まちづくり推進課 企画調整グループ内)

地域文化の育成や環境美化活動に係る費用の一部を助成しています。

### 地域花壇づくり活動助成事業

▷他のモデルとなることが期待できる花壇の管理費を助成します。

対象 自治会・町内の団体

補助金額 沿道の花壇施設費…面積が5㎡以上10㎡未満は1万5千円、10㎡以上は2万円  
花壇の管理費…1団体の上限7千円(予算の範囲内で助成)

募集期間 11月30日(水)まで

### フラワーマスター育成事業

▷フラワーマスター認定講習会受講に係る旅行費用等を支給します。

対象 町民

補助金額 講習会受講旅費(実費分)

募集期間 11月30日(水)まで

### 空き缶拾い活動奨励事業

▷空き缶拾い活動に対して助成します。

対象 団体(15人以上)

補助金額 年3千円以内

募集期間 11月30日(水)まで

### 個性的文化活動奨励事業

▷町内の団体、サークルなどが自主的・主体的に取り組む事業に対して補助します。

対象 町民(10人以上)

補助金額 開放的で個性的な文化活動の初期投資経費として1回に限り上限3万円(予算の範囲内で助成)

募集期間 11月30日(水)まで

## 農業生産費高騰対策事業補助金

産業経済課 農業グループ ☎ 27-2419  
JAとまこまい広域厚真支所 ☎ 27-2694

コロナ禍に起因した営農掛かり増し経費に対する支援を行います。

新型コロナウイルス感染症の拡大で、世界的に経済情勢が悪化し、原油価格の高騰に伴う生産資材の値上がりや、配合飼料価格の高止まりなどに加え、農産物の需要と価格も低迷し農業経営が大きな影響を受けているための支援策です。該当する経費がある方は、必ず期間内に申請をお願いします。

### ●対象世帯

令和2年時点で営農しており、令和4年以降も営農を継続する予定の方

### ●対象経費

令和2年分の確定申告時に申告した①～④の経費×7%  
①肥料費 ②飼料費 ③諸材料費 ④動力光熱費  
※7%は、コロナ禍に起因した農業生産費の高騰割合(農水省提示資料より算出)  
※対象経費の上限額2,000万円

### ●補助額

対象経費の1/2以内(1,000円未満切り捨て)  
※予算の関係で減額となる場合があります

### ●受付期間

5月13日(金)まで

### ●受付場所・時間

・役場産業経済課  
・JAとまこまい広域厚真支所  
※いずれも平日9時～17時

### ●必要書類等

・令和2年分所得税青色申告決算書または収支内訳書(白色)  
法人の場合は令和2年の決算書類(対象経費が分かるもの)  
・印鑑(認印)  
・通帳等(補助金の受取口座が分かるもの)

## 弁護士による無料法律相談会

総務課 総務人事グループ ☎ 27-2322

厚真町と安平町で、札幌弁護士会地域司法対策委員会による「無料法律相談会」を開催します。

開催日	開催場所	
	午前 10時30分～12時	午後 1時30分～3時
4月11日(月)	厚 真	早 来
4月25日(月)	追 分	厚 真
5月9日(月)	厚 真	早 来
5月23日(月)	早 来	上 厚 真
6月6日(月)	厚 真	追 分
6月20日(月)	早 来	厚 真
7月4日(月)	厚 真	早 来
7月19日(火)	追 分	上 厚 真
8月1日(月)	厚 真	早 来
8月15日(月)	早 来	厚 真
8月29日(月)	厚 真	追 分
9月12日(月)	早 来	厚 真
9月26日(月)	厚 真	早 来

### ○相談料は無料です

※実際に依頼する場合の弁護士費用は、相談弁護士にお問い合わせください。

○相談される場合は、事前に予約してください  
※相談当日、直接会場にお越しいただいても、先約があってお待ちいただく場合や受けられない場合もありますのでご了承ください。

### 会場のご案内

厚 真 ▷ 総合福祉センター  
京町165-1

上厚真 ▷ 厚南会館  
上厚真219-1

早 来 ▷ 安平町保健センター  
安平町早来大町95

追 分 ▷ 安平町ぬくもりセンター  
安平町追分中央1-40

## 住宅関係の補助制度

建設課 建築住宅グループ ☎ 27-2325

地震対策と地球温暖化防止のため住まいの整備にかかる費用の一部を補助します。

### ①既存住宅耐震改修費補助

補助金額	上限30万円
補助対象	昭和56年5月31日以前に着工した耐震性能評点1.0未満の住宅の耐震改修工事

### ②住宅太陽光発電システム設置補助 北海道が実施する共同購入事業の併用が可能です

補助金額	設置工事費の30% 【太陽光発電システムのみ設置の場合】 限度額30万円 【蓄電池設備を付加する場合】 限度額40万円 【太陽光発電システムと蓄電池両方を設置の場合】 限度額70万円
補助対象	発電余剰電力の売買契約ができる、または発電電力をすべて自家使用とする10kw未満の太陽光発電システムの設置、既存の太陽光発電システムに付加して蓄電池設備を設置、または10kw未満の太陽光発電システムと蓄電池両方を設置する場合(未使用品に限る) ※令和4年4月1日以降の設置かつ令和4年度内に工事が完了し電力会社との電力需給が開始できるシステムであること

### ③ペレットストーブ等購入費補助

補助金額	【町内の商店から購入の場合】本体購入価格の2分の1(限度額15万円) 【町外の商店から購入の場合】本体購入価格の2分の1(限度額10万円)
補助対象	住宅に設置する木質ペレットやまき等を燃料として、本体材質が鋳鉄や中鋼板と同等かそれ以上の耐久性を有する暖房器具の購入

### ④住宅リフォーム推進補助

補助金額	リフォーム費用の5分の1 (①の工事と併用 限度額45万円)(②③の工事と併用 限度額30万円)
補助対象	上記①～③までの工事等と併せて実施する住宅の改修または模様替えの工事 ※住宅リフォームだけでは該当になりません ※併用する工事によって限度額が変わります

共通補助要件

- 町税の滞納がない方
- 町内の住宅(併用住宅の場合住宅部分に限る)に施工・設置する場合があります。
- 募集期間は令和5年3月22日(水)まで。ただし、募集は予算の範囲内で行うため、先着順です。予算の範囲を超えた時点で補助事業は終了となります。

## 後期高齢者医療保険

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871

後期高齢者医療費の窓口負担割合が見直されます。

令和4年10月1日(土)から、後期高齢者(75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障がいのある方)で一定以上の所得のある方は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。住民税非課税世帯の方は、基本的に1割負担です。

見直しの背景や、負担を抑える配慮措置についてのご質問などは、厚生労働省コールセンターなどにお問い合わせください。

- 問い合わせ  
厚生労働省コールセンター  
☎0120-002-719 ※開設は5月31日(火)まで  
北海道後期高齢者医療広域連合  
☎011-290-5601

役場住民課 町民生活グループ

## アパート建築費の補助制度

建設課 建築住宅グループ ☎ 27-2325

アパートの建設にかかる費用の一部を補助します。

### ●対象

新たに町内の市街化区域内に民間アパートを建設する方(法人・個人)

### ●補助額

- 1LDK…1戸当たり110万円
- 2LDK…1戸当たり130万円
- 3LDK以上…1戸当たり150万円
- ※1LDKと2LDK、3LDKの組み合わせで構成すること
- ※1棟当たり上限金額は960万円
- ※防犯対策を各戸に行う場合、1棟につき10万円を上限として増額

### ●受付期間

6月30日(木)まで  
※複数の交付希望者がある場合は抽選により決定(町内在住の方を優先)

## 特定空き家解体費の補助

建設課 建築住宅グループ ☎ 27-2325

特定空き家の解体に係る経費の一部を補助します。

### ●対象

所有関係が明確な町内にある特定空き家を、所有者等が解体事業者に請け負わせて解体する工事  
※特定空き家とは適切に管理されていない空き家で町長が認めたもの

### ●補助内容

補助内容は、現在整備中です。詳細につきましては、5月以降にホームページなどでお知らせします。

### ●工事対象期間

令和5年3月31日(金)まで

## 空き家等利活用資金の助成・貸付

建設課 建築住宅グループ ☎ 27-2325

空き家住宅の取得、改修(改築含む)、宅地の取得に係る経費の助成または貸付を行います。

●対象 市街化調整区域と都市計画区域外にある空き家住宅を取得・改修などを行い10年以上居住する方

●対象  
金融機関の融資を活用する方


### ●内容

- (1)借入により発生する利息(保証料を除く)に対して1%を上限として10年間助成する  
※500万円までの借入に発生する利子が対象
- (2)10年間居住した場合、借入額の2分の1を補助する  
※補助額上限250万円  
※(1)と(2)を合わせた助成の上限は借入額の2分の1

●対象  
やむを得ず金融機関の融資を受けられない方

### ●内容

- (1)上限500万円とする融資を行う  
※償還期間20年以内、貸付利子年0.5%
- (2)10年間居住した場合、借入額の2分の1の償還を免除する  
※免除額上限250万円

 空き家の適切な維持管理をお願いします

適切な維持管理が行われず放置されている空き家が原因で近隣や通行人に損害を与えた場合、その責任を問われることもあります。

## 北洋銀行との指定代理金融機関契約終了

会計室 ☎ 27-2434

町と北洋銀行との指定代理金融機関の契約が、3月31日付で終了しました。

4月1日以降、北洋銀行の窓口で納入通知書等の納付も可能ですが、その際には別途手数料がかかります。

納入通知書等に記載されている北洋銀行以外の金融機関の窓口をご利用いただくと、手数料はかからず納付することができます。

北洋銀行をご利用の皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

※印刷の都合上、納入通知書等に北洋銀行名が記載されている可能性があります。ご了承ください。

## 結婚新生活支援補助金

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872  
(総合ケアセンターゆくり内)

新婚世帯に新生活に伴う住宅の取得・家賃や引越に係る費用の一部を助成しています。

### ●対象世帯

次の要件をすべて満たす世帯

- ・令和4年1月1日～令和5年3月31日に婚姻届を提出し受理された世帯
- ・夫婦ともに婚姻日の年齢が39歳以下の世帯
- ・町内に住民票がある世帯
- ・新婚世帯の令和3年分の所得の合計が400万円未満の世帯(貸与型奨学金を返済している場合は、返済額を所得から控除した額)
- ・市町村民税等に滞納がない世帯
- ・過去にこの制度の補助を受けたことがない世帯

### ●対象経費

令和4年1月1日～令和5年3月31日に係る次の経費

- ・新規の住宅購入費用
- ・新規の住宅賃借費用(賃料、敷金、礼金、公益費、仲介手数料)
- ・結婚に伴う引越費用
- ・住宅のリフォーム費用

※住宅手当や引越手当などの支給がある場合、手当分については補助対象外

### ●助成額 上限30万円

### ●申込期限 令和5年3月31日(金)

※令和5年1月以降に手続きをされる場合は事前に連絡をお願いします。

### ●提出書類

- ・補助金申請書
- ・戸籍謄本または婚姻証明書
- ・夫婦の令和3年分の所得証明書
- ・世帯全員の納税証明書または滞納がないことを証明する書類
- ・売買または賃貸の場合は契約書
- ・領収書等支払金額のわかる書類
- ・住宅手当等支給証明書(対象者のみ)
- ・貸与型奨学金の返済額がわかる書類(対象者のみ)
- ・退職証明書(対象者のみ)

## 土地・家屋などの固定資産税評価額の縦覧

住民課 税務グループ ☎ 26-7871  
(総合ケアセンターゆくり内)

固定資産税の納税者は他の土地や家屋の評価額と比較して自己の資産の評価額が適正かを確認するために令和4年度の土地・家屋価格等縦覧簿を見ることができます。

### ●縦覧期間

5月31日(火)まで

### ●縦覧場所

住民課 税務グループ

### ●縦覧できる方

固定資産税(土地・家屋)の納税者

### ●縦覧内容

町内の土地の所在地番、地目、地積、評価額、家屋の所在地番、種類、床面積、評価額など

### ●持ち物

本人確認書類(運転免許証、保険証など)

※代理人は、納税者の委任状を持参ください。

## 高齢者の安全運転を支援します

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871  
(総合ケアセンターゆくり内)

安全運転サポートカー購入費用、ペダル踏み間違い急発進等抑制装置整備費用の一部を助成します。

### ●概要

交通事故防止のため、満70歳以上の高齢運転者を対象に、「衝突被害軽減ブレーキ」「ペダル踏み間違い急発進等抑制装置」を搭載する車両の購入費用や、車両の購入後に後付けで「ペダル踏み間違い急発進等抑制装置」の整備費用の一部を助成します。

### ●補助対象者

①町内に住所を有し、令和5年3月31日現在で満70歳以上の方(令和3年4月1日から令和4年3月31日までに補助対象となる車両を購入した場合は、今年3月31日現在で満70歳の方)

②自動車運転免許証を保有している方

③町税などを滞納していない方

※過去に同補助金の交付を受けた方は対象外

### ●補助対象の車両

①自ら使用する自己所有の車両

②今年4月1日以降に新規登録された車両(中古車含む)および車両所有後に後付けで装置を整備した車両

### ●補助金額

導入経費(実費額)から国の補助金を差し引いた金額が対象

①車両導入補助 上限3万円

※衝突被害軽減ブレーキまたはペダル踏み間違い急発進等抑制装置搭載車を購入した場合

②後付け装置導入補助 上限3万円

※後付けでペダル踏み間違い急発進等抑制装置を整備した場合

※1人につき①か②のいずれか1台(回)限り

③補助申請代行手数料補助 5,000円

※国などの補助申請を自動車販売店などが代行した場合の手数料

### ●必要書類

- ・補助金交付申請書(住民課で配布)
- ・調査等同意書(住民課で配布)
- ・補助金請求書(住民課で配布)
- ・領収書の写し
- ・自動車検査証の写し
- ・自動車運転免許証の写し
- ・振り込み口座情報が分かる書類(通帳などの写し)

### ●申請期限

令和5年3月31日(金)まで

## 地域介護予防活動支援事業補助金

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872  
(総合ケアセンターゆくり内)

高齢者等の社会的孤立の解消、心身の健康保持、要介護状態の予防、地域の支えあい体制を推進します。

### ●補助対象団体

住民組織、NPO法人、ボランティア団体

### ●補助対象事業

団体等が高齢者を対象とする自主的な通いの場に資する地域介護予防活動であり、次に掲げるすべての要件を満たすもの

①交付対象活動が次のいずれかに該当すること

ア：運動機能の向上に資する活動

イ：口腔機能の向上に資する活動

ウ：認知機能の低下予防に資する活動

エ：栄養改善に資する活動

オ：その他介護予防に関し、町長が適当と認めた活動

②1回当たりの実施時間がおおむね1時間以上で月2回以上実施すること

③平均参加者数が5人以上であること

④交付対象活動を3カ月以上継続して実施すること

⑤参加者は町内に住所を有するおおむね65歳以上方で構成されていること

### ●交付対象経費

- ・講師謝金
- ・光熱費
- ・会場借上料
- ・介護予防機器器具の賃借料など

### ●補助金額

上限12万円

### ●申請期限

令和5年3月31日(金)まで